

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(指定 第 2307100012 号)

田原市社協高齢者支援センターは、田原市より事業の委託を受けた地域包括支援センターであり、かつ、東三河広域連合の指定を受けた介護予防支援事業所です。

利用者に対し、介護予防に係る計画(以下『介護予防サービス計画』という)及び第1号介護予防支援事業(以下『介護予防ケアマネジメント』という)に係る計画を作成します。(これらを総称して以下『介護予防支援等』とします)

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントとは

利用者が居宅での介護予防サービスや総合事業サービス、その他の保健医療サービス、福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等を適切に利用することができるよう、次のことを行います。

1 利用者の心身の状況や利用者とそのご家族等の希望をお伺いして、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに係る計画(以下「介護予防サービス計画等」という。)を作成します。

2 利用者の介護予防サービス計画等に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びそのご家族等、指定介護予防サービス事業者、第1号事業の指定事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス計画等の実施状況を把握します。

3 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、介護予防サービス計画等を変更します。

※上記2、3については、初回のみの介護予防ケアマネジメントを実施する場合を除きます。

当サービスの利用は、原則として要介護認定審査の結果「要支援1、又は要支援2」と認定された方及び基本チェックリストを実施した結果「事業対象者」となる方が対象となります。

1. 事業所の概要

運営主体の法人名 (フリガナ)(事業者名)	シャカイフクシハウジン タハラシシャカイフクシキョウギカイ 社会福祉法人 田原市社会福祉協議会
運営主体の所在地	〒441-3422 愛知県田原市赤石二丁目2番地 田原福祉センター内
代表電話・FAX 番号	TEL (0531)23-0610 FAX (0531)23-3970
ホームページアドレス	http://tahara-shakyo.or.jp
運営主体の設立年月日	1967 年 4 月 1 日
運営主体の代表者氏名	会長 山田 貴三
(フリガナ) 事業所名	タハラシシャキョウコウレイシヤシエンセンター 田原市社協高齢者支援センター
管理者の氏名	吉田 千加世
事業所の所在地	〒441-3502 主センター: 愛知県田原市赤羽根町赤土1番地 田原市赤羽根福祉センター内 サブセンター: 愛知県田原市保美町寺西21番地10 あつみライフランド内
交通の方法	主センター: 豊鉄バス 赤羽根市民センター前 サブセンター: 豊鉄バス あつみライフランド
代表電話 FAX 番号	主センター: 電話(0531)45-3611 FAX (0531)45-3790 サブセンター: 電話(0531)34-6630 FAX (0531)34-6603
ホームページアドレス	なし
緊急連絡先	主センター: 電話(0531)45-3611 サブセンター: 電話(0531)34-6630
介護保険の指定番号	指定介護予防支援 の指定番号: 2307100012
指定年月日	平成18年4月1日
指定更新年月日	令和6年4月1日
運営の方針と事業所の 特色など	利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅 において、自立した日常生活を営むことができるように配慮したプランの 作成

2. 職員の体制に関する事項 (令和7年4月1日現在)

保健師・経験有看護師 の人数	常勤
	1人以上
主任介護支援専門員 の 人数	常勤
	1人以上
社会福祉士の人数	常勤
	1人以上

3. サービスの内容等に関する事項

営業時間 (窓口対応可能時間)	月曜日～金曜日	8:30 ～ 17:15
	特記事項	休業日は、土日祝及び12月29日～1月3日。 ただし、必要に応じて時間外でも対応します。
サービス提供地域	野田小学校区・赤羽根中学校区・伊良湖岬小学校区	
損害賠償保険へ加入	損害保険ジャパン株式会社 賠償責任保険 加入	
苦情・相談対応窓口の 名称・連絡先・対応時間	事業所又は法人に設置 された苦情・相談対応窓 口	名称 田原市社協高齢者支援センター 担当 主センター 横田 淳宗 サブセンター 吉田千加世
		連絡先電話番号 主センター (0531)45-3611 サブセンター(0531)34-6630
		対応時間 8:30～17:15 (土日祝を除く)
苦情・相談対応窓口の 名称・連絡先・対応時間	外部に設置された苦情・ 相談対応窓口	名称 田原市福祉部高齢福祉課長寿介護係 連絡先電話番号 (0531)23-3217
		対応時間8:30～17:15 (土日祝を除く)
	外部に設置された苦情・ 相談対応窓口	名称 東三河広域連合福祉事業部介護保険課 連絡先電話番号 (0532)26-8471
		対応時間8:30～17:15 (土日祝を除く)
	国保連苦情・相談対応窓 口(介護サービス苦情相 談窓口)	名称 愛知県国民健康保険団体連合会 連絡先電話番号 (052)971-4165
		対応時間9:00～17:00 (土日祝を除く)
事故発生時の対応	担当職員は、利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、保険者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。	
秘密の保持	担当職員は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者のご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意を、予め個人情報利用同意書により得ます。	
利用料	基本的に、利用者負担はありませんが、保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合があります。 また、担当圏域外の方には、交通費実費を請求する場合があります。	
モニタリング(心身・生活 状況の確認)	心身、生活状況、サービスの利用状況を定期的に把握します。 3か月に1回の自宅訪問を行います。利用者の状況により、訪問の間隔は短くなることもあります。訪問のない月は、事業所での面談や電話で状況を確認します。	

虐待防止のための措置	法人として虐待防止に関する指針を定め、虐待防止に努めます。
指定介護予防支援の委託の有無	あり

4.業務委託先の居宅介護支援事業所

法人名(事業者名)	
事業所名	
事業所所在地	
電話番号	

※田原市社協高齢者支援センターが担当する場合は、空欄

※田原市社協高齢者支援センターは、利用者と相談のうえ、定められた研修を修了した職員が所属する指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託します。

なお、利用者が直接上記事業所と契約を行う必要はありません。

＜重要事項説明書付属文書＞

1.サービス提供における事業者の義務（契約書第9条・第10条関係）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- (1) 利用者に提供した介護予防支援等について記録を作成し、その完結の日から5年間保管します。事業所の営業時間内において、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧又は複写物(複写については実費負担)を交付します。
- (2) 利用者が他の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業者の利用を希望する場合、その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の介護予防サービス・支援計画書及びその実施状況に関する書類を交付します。
- (3) 事業者、担当職員又は従業員は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

2. 損害賠償について(契約書第8条関係)

事業者の責任により利用者にした損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合は、利用者のおかれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約期間中は、継続してサービスを利用することができますが、次の(1)～(3)のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- (1) 自動で契約終了する場合(契約書第5条関係)
 - ① 利用者が死亡した場合

- ② 利用者が介護保険施設等へ入所した場合
- ③ 更新申請又は変更申請に基づく認定結果が、要介護と認定された場合又は非該当と認定された後、事業対象者にならなかった場合

(2) 利用者からの解約又は契約解除の申し出の場合(契約書第6条関係)

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の30日前までに申し出てください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者又は担当職員が正当な理由なく本契約に定める介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施しない場合
- ② 事業者もしくは担当職員が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者が破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業者もしくは担当職員が故意又は過失により、利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(3) 事業者からの契約解除を申し出る場合(契約書第7条関係)

- ① 利用者及び家族が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者及び家族が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為(叩くなどの身体暴力、大声を発することや怒鳴る等を含む精神的圧力、体を触る・性的な言動等のセクシャルハラスメント等)を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

指定介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

説明者氏名

利用者	住所	
	氏名	
署名代行者	住所	
	氏名	利用者との関係【 】